

## 第43回「まちづくり月間」実施要綱

### 1 目的

住民一人一人が生きることの喜びと生きがいを味わえる生活空間を形成していくためには、住民の積極的な参画のもとに創意と工夫を活かしたまちづくりを推進することが必要である。

このため、前回に引き続き、まちづくりについて広く住民の理解と協力を得ることを目的とした「まちづくり月間」を設け、住民と国、地方公共団体による豊かであるおいのあるまちづくりの推進に資するものとする。

### 2 期間

令和7年6月1日（日）から令和7年6月30日（月）まで

### 3 主催

国土交通省

### 4 実施要領

国は、月間中に関係団体等の協力を得て、おいのあるまちづくりについて住民の意識を高めるよう次に掲げる行事及び活動を積極的にを行い、生きることの喜びと生きがいを味わえる生活空間を形成していくための住民活動を促進する。

#### (1) まちづくり推進活動の実施

- ① まちづくり推進活動をより広範に定着させるため、まちづくり月間の趣旨を踏まえた「まちづくり月間関連行事」として、まちづくりフェア、シンポジウム、講演会等の地域の実情に即した特色のある諸行事の実施に努めるものとする。
- ② 月間の趣旨に賛同する団体等が実施する行事の実施に対して、後援等必要な支援を実施することとする。

#### (2) 広報活動の推進

新聞、テレビ、ラジオ等の協力を得るとともに、機関誌やインターネット等を活用し、また、月間の趣旨に賛同する団体等の協力も得ながら、まちづくりの趣旨を住民に幅広く広報する。

#### (3) まちづくりアワード（国土交通大臣表彰）

国土交通大臣は、まちづくりに係る種々の取組を実施し優れた業績を上げている団体や、優れた構想・計画を策定し実現を目指す団体、並びに魅力あるまちづくりの推進につとめ、特に著しい功績のあった個人又は団体を表彰（国土交通大臣表彰の決定後、月間後において表彰式を実施）する。